

バス移動や宿泊を伴う婚活イベント等を企画される際の注意点

婚活イベント等の実施にかかる旅行業登録について

広く一般に参加者を募集し、参加者から報酬（参加費等）を得て、参加者のための運送・宿泊サービス、またそれらに伴って行うサービスの代理・媒介・取次等を行うことは、旅行業法上の「旅行業」に該当し、それを営もうとする者は、旅行業法第三条に基づき、旅行業登録が必要となります。

具体的には、バス移動や宿泊を伴う婚活イベント等は、これに該当する可能性があります。

※旅行業に該当しない場合であっても、旅行業法の趣旨である旅行者の身体的及び財産的安全の保護並びに旅行目的が達成されることを確保したうえで実施してください。

旅行業に該当する条件

以下の3点をすべて満たすと旅行業に該当します。

① 旅行の対価として報酬を得る

事業主体が参加者等から金銭を収受していれば、赤字黒字にかかわらず「報酬を得ていること」とみなされます。

② 旅行業務（※）を取り扱う

料金を設定し、広く一般にバスツアー（日帰り、宿泊を問わない）・宿泊ツアーの参加者を募集することは「旅行業務」に該当します。

ただし、会社内での社員旅行・研修旅行、学校が実施する修学旅行等の参加者をその団体内で募集し、参加費のとりまとめを行う行為は「旅行業務」には該当しません。

※旅行者のための運送・宿泊サービス、またそれらに伴って行うサービスの代理・媒介・取次等

③ 事業として行う

日常的にバスツアー等の企画・広告を実施し、不特定多数に募集している場合、かつ参加者等から収受した金銭で収支を償うことができている場合は、「事業として行う」とみなされます。

※旅行業に該当する婚活イベント等について、旅行業登録を行わずに実施すると法律違反になります。

問い合わせ先

山口県 観光スポーツ文化部 観光政策課総務企画班

TEL：083-933-3175